

1 はじめに

そこで、新河岸川流域は昭和 54 年に、中川・綾瀬川流域は昭和 55 年に「総合治水対策特定河川」に指定され、河道改修や調節池の整備等の治水対策だけでなく、流域対策として行政による校庭貯留等の既開発地対策や一定規模以上の新規開発における雨水貯留浸透施設の設置、並びに様々なソフト対策を組み合わせた総合治水の取り組みを流域内の関連自治体の合意のもと進めてきた。

令和３年には法的枠組みにより「流域治水」の実効性を高め、強力に推進する観点から、関連する法律の改正が行われ（通称「流域治水関連法」）、令和３年１１月１日に全面施行された。流域治水関連法の中核をなすのが『特定都市河川浸水被害対策法』である。特定都市河川浸水被害対策法に基づき、全国の河川を特定都市河川に指定し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図ることとしている。

以下には、関係者の協働により、法的枠組みを活用し「流域治水」を本格的に実践するイメージを示す。

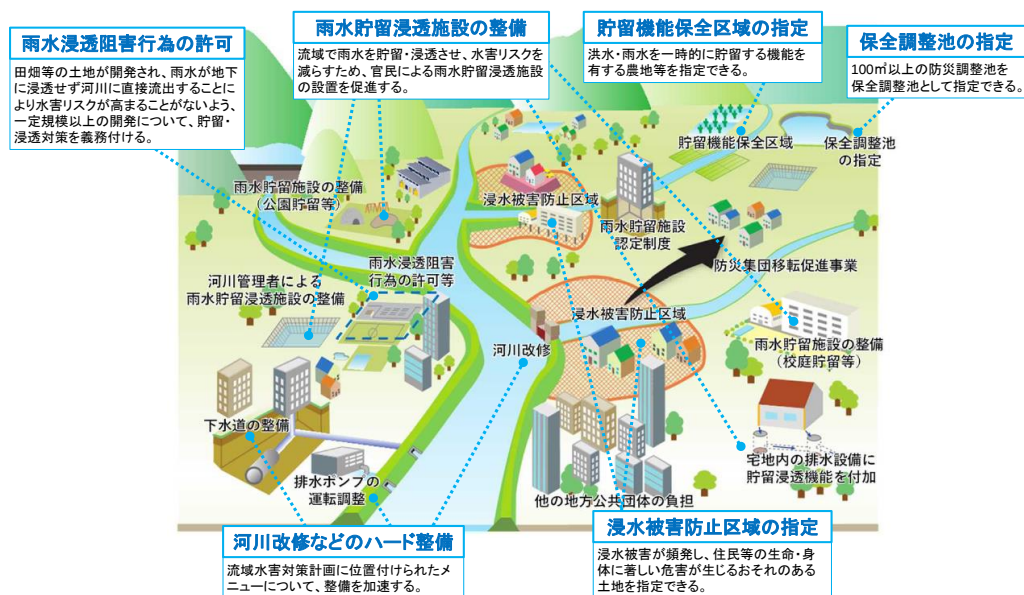
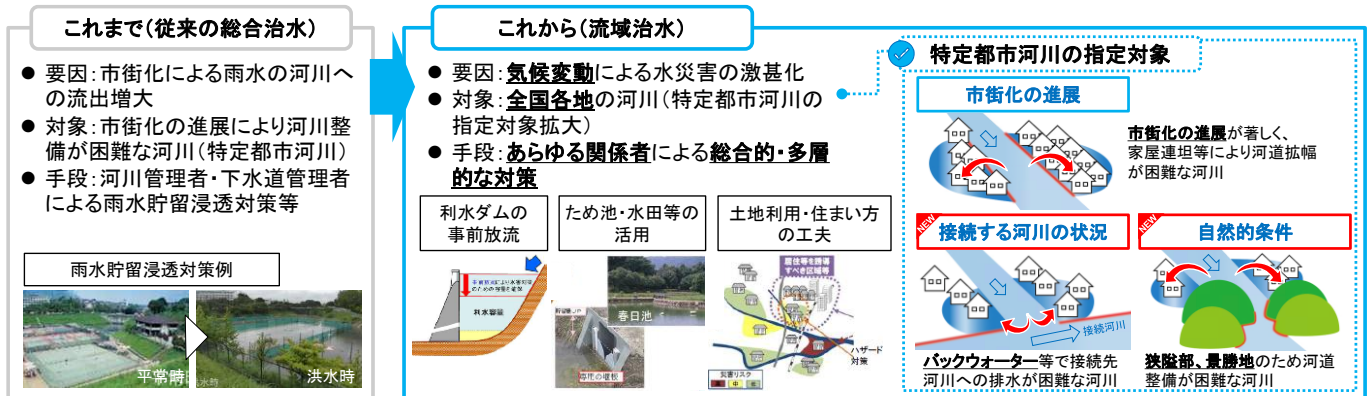


図 1-1 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

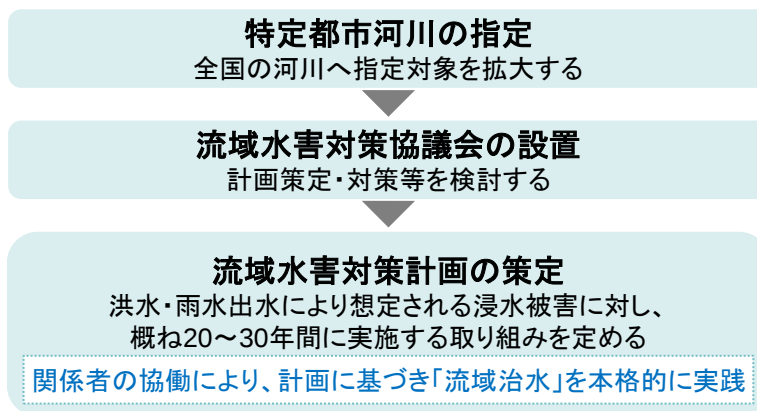
1.1 特定都市河川浸水被害対策法の適用

■実施背景

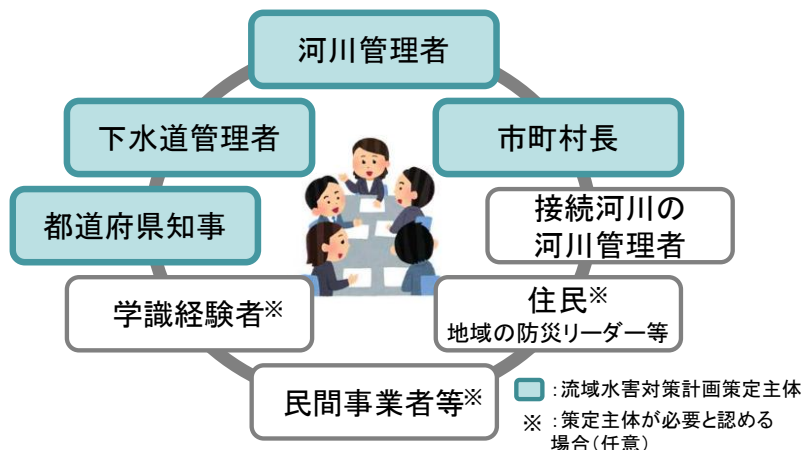
気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模の水災害が頻発している。このため、今後は、水災害対策の対象となる特定都市河川を全国に拡大し、流域のあらゆる関係者との協働により、流域全体で総合的かつ多層的な対策（＝流域治水）を実施していく必要がある。



■流域治水の計画・体制の強化



【流域水害対策協議会の構成イメージ】



▼協議会設置

- 国土交通大臣指定河川: 設置必須
- 都道府県知事指定河川: 設置任意

▼協議事項の例

- 流域水害対策計画の作成に関する協議
- 計画の実施に係る連絡調整

▼構成員

- 流域水害対策計画策定主体
- 接続河川の河川管理者
- 学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

⇒構成員は協議結果を尊重

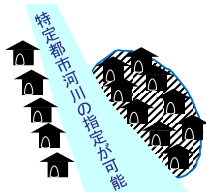
1.2 特定都市河川の指定

■特定都市河川の指定対象となる河川

特定都市河川への指定により、実効性ある対策を実施することで、流域の治水安全度を向上させることができる。特定都市河川の指定対象となる河川及び氾濫をできるだけ防ぐための対策、被害対象を減少させるための対策を図る主要な制度、施策について、以下に示す。また、実施する流域治水の施策は、流域水害対策計画として位置付けることが必要とされている。

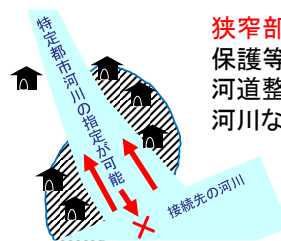
市街化の進展

家屋連坦等により
河道拡幅が困難な
河川



自然的条件等

バックウォーターや
接続先の河川への
排水制限が
想定される河川



狭窄部、景勝地の
保護等のため
河道整備が困難な
河川など

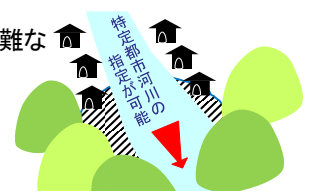


図 1-2 特定都市河川の指定対象

■特定都市河川の制度・施策等

特定都市河川浸水被害対策法の制度・施策等を下表に示す。このうち、赤枠部分が本マニュアル内で取り扱う対象としている施策である。

表 1-1 特定都市河川浸水被害対策法の制度・施策等

	施策	概要	効果	留意点	法令上の位置付け
氾濫をできるだけ防ぐための対策	(1) 雨水貯留浸透施設の整備	流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、官民による雨水貯留浸透施設の設置を促進する。	開発事業に伴う河道への負担増加を回避 地方公共団体又は認定事業者への予算・税制上の支援	流域水害対策計画に基づき実施 雨水貯留浸透施設整備計画の認定が必須	雨水貯留浸透施設整備計画の認定（法第11条、13条、15条、19条）
	(2) 【義務】 雨水浸透阻害行為の許可	宅地等以外の土地で行う一定規模以上の雨水浸透阻害行為（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）は、都道府県知事の許可及び雨水貯留浸透施設設置等の対策工事が必要。	田畑等の土地の開発によって、雨水が地下に浸透せず河川へ直接流出するのを回避	事業者等への十分な周知期間を設けた上で施行 必要に応じて、宅地開発等の手続きが煩雑にならないように配慮が必要（窓口の一本化及び申請書の共有化など）	雨水浸透阻害行為の許可（法第30条）、工事完了の検査（法第38条） 監督処分（法第41条）、立ち入り検査（法第42条） 報告徴収（法第43条）
	(3) 保全調整池の指定	民間事業者等が整備した100㎡以上の防災調整池を、保全調整池として指定できる。	側溝や排水路があふれないよう、雨水を安全に貯めることで内水氾濫を防止	随時実施	保全調整池の指定（法第44条、45条、46条、48条、77条）
	(4) 河川改修などのハード整備	流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速する。	河道掘削、堤防整備、排水機場の性能増強などの整備を加速化	流域水害対策計画に基づき実施	流域水害対策計画の実施（法第5条）
	(5) 貯留機能保全区域の指定	洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる。	土地所有者の同意等を得た上で、河川沿いの低地や流域内の窪地など貯留機能を将来的に確保	流域水害対策計画に基づき実施	貯留機能保全区域の指定等（法第53条、54条、55条）
の対策 少 さ せ る た め の 対 策	(6) 浸水被害防止区域の指定	浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる。	開発・建築行為を事前許可性にする事で安全性を確保 指定区域から安全な土地への移転が可能 災害レッドゾーン拡大	流域水害対策計画に基づき実施 河道又は洪水調節ダムの整備の実施などにより指定は解除可能	浸水被害防止区域の指定等（法第56条、57条、63条、66条、73条、74条、75条、76条）

1.3 埼玉県内での特定都市河川の指定状況

埼玉県内では、市街地の密集する中川・綾瀬川流域において、気候変動に伴う水害の発生リスクの増大という新たな課題や将来を見越した遊水地域の保全・活用等の必要性等を踏まえ、これまでの総合治水対策を生かしながら、将来に渡って安全な流域を実現していくため、令和6年3月29日に中川・綾瀬川流域の河川が特定都市河川に指定された（令和7年6月30日までの間は法第30条から第43条までの規定（雨水浸透阻害行為の許可関連）は適用されず、令和7年7月1日から全面的に適用）。

特定都市河川とその流域を以下の図表に示す。

特定都市河川流域は行政界で定められたものではないため、開発等を行う場所が特定都市河川流域に該当するかどうかは、流域図に基づき確認する必要がある。

なお、特定都市河川の流域界付近の詳細については、図面（1/2,500 流域図）や、ウェブサイト（江戸川河川事務所の該当リンク）で確認が可能である。

全体図等：https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000876606.pdf

表 1-2 県内の特定都市河川及び関係市町

特定都市河川	特定都市河川流域に係る市町	特定都市河川 指定年月日
中川・綾瀬川等 の計 43 河川 (うち、埼玉県内を 流れる河川 40 河川)	さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、 春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、 越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三 郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈 町、宮代町、杉戸町、松伏町	令和6年3月29日

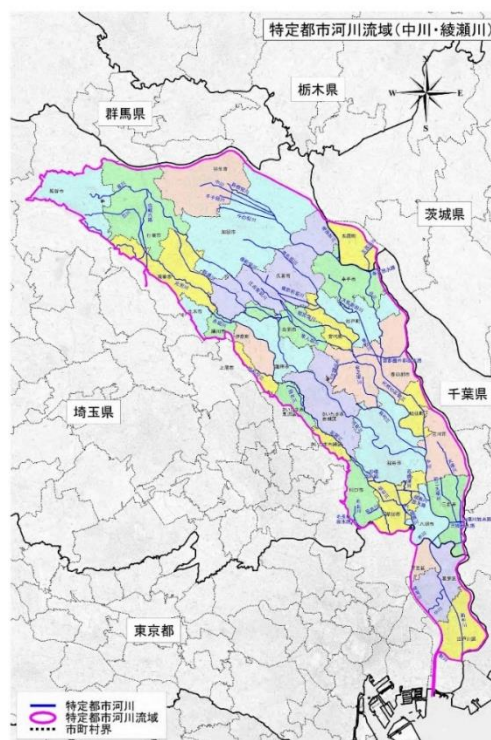


図 1-3 中川・綾瀬川の特定都市河川流域図

2 雨水浸透阻害行為の許可事務審査マニュアルの目的

特定都市河川浸水被害対策法第3条により、特定都市河川及び特定都市河川流域に指定された中川・綾瀬川流域においては今後、流域内における 1,000 m²以上の雨水浸透阻害行為に対して知事等の許可（同法第30条）または協議（同法第35条）が必要となる。

雨水浸透阻害行為の許可等に当たっては、同法第32条の許可の基準に従った対策工事（雨水貯留浸透施設）の設置が必要となる。

一方、今まで開発行為許可について規定する都市計画法等の他法令や流域自治体が定める条例等により、雨水流出抑制対策として流出抑制施設の設置を求めてきた。今後は、これまで流域で取り組んできた対策が減退しないよう、他法令等で求める流出抑制対策が同時に必要となるときは、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水流出抑制対策と比較して雨水流出抑制量が大きい方の対策※1を講じるものとする。（都市計画法に規定する手続きや流域自治体が定めた条例等の手続きを要しない雨水浸透阻害行為を実施する際は、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水流出抑制対策を講じる。）

※1 「雨水流出抑制量」は、「対策容量」及び「放流量」とし、以下により「流出抑制量が大きい方」と定義する。

【対策容量】

「各地域の基準※2に基づく対策量（m³）」と「法第30条に基づく『対策工事』の実施において確保すべき貯留量（m³）」のうち、大きい方を適用する。

【放流量】

「各地域の基準※2に基づく許容放流量（m³/s）」と「法第30条に基づく『対策工事』の実施における調整池からの放流量（m³/s）」のうち、小さい方を適用する。

※2 「各地域の基準」とは、P2-10、表2-4に示す雨水流出抑制対策を求める他法令等による規制を指す。

（出典：中川・綾瀬川流域水害対策計画）

本マニュアルは、雨水浸透阻害行為の許可等の事務手続きの流れや審査の留意点、他法令等で求める流出抑制対策との調整について、法令や「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和5年1月）」、通知「特定都市河川浸水被害対策法の運用について（令和4年1月19日）」を踏まえながら、適切な審査事務が行えるよう作成したものである。

表 1-3 技術基準や参考文献等

基準・図書名	出典元	年月	略称
各市町の条例・要綱	市町の HP		
埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例	埼玉県 県土整備部 河川砂防課	H18.10.1	条例、県条例
埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則	埼玉県 県土整備部 河川砂防課	H18.10.1	条例施行規則
特定都市河川浸水被害対策法	平成 15 年法律第 77 号		法
特定都市河川浸水被害対策法施行令	平成 16 年政令第 168 号		政令、令
特定都市河川浸水被害対策法施行規則	平成 16 年国土交通省令第 64 号		省令
特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6 ヶ月以内施行分）について	国都安第 49 号、国都計第 96 号、国都公景第 112 号、国水政第 82 号、国住参建第 2016 号	R3.11.1	局長通知
特定都市河川浸水被害対策法の運用について	国水政第 110 号、国水治 第 145 号、国水下流第 17 号	R4.1.19	課長通知
解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン	編著/財団法人国土技術研究センター、監修 国土交通省都市・地域整備局下水道部、河川局	R5.1	ガイドライン
特定都市河川浸水被害対策法解説	編著/特定都市河川浸水被害対策法研究会	R5.4.28	解説本
改定 解説・河川管理施設等構造令	編著/財団法人国土技術研究センター	H12.1	河川構造令
増補改訂 雨水浸透施設技術指針（案）調査・計画編	編著/社団法人 雨水貯留浸透技術協会	R5.2	—
増補改訂 雨水浸透施設技術指針（案）構造・施工・維持管理編	編著/社団法人 雨水貯留浸透技術協会	R5.7	—
増補改訂 流域貯留施設等技術指針（案）	公益社団法人 雨水貯留浸透技術開	H19.4	—
宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説	編著/社団法人 日本宅地開発協会	H10.2	—
下水道雨水浸透技術マニュアル	公益財団法人 日本下水道新技術機構	H13.6	—
下水道排水設備指針と解説	公益社団法人 日本下水道協会	H28.12	—
道路路面雨水処理マニュアル（案）	国立研究開発法人 土木研究所	H17.6	—
浸透型流出抑制施設の現地浸透能力調査マニュアル試案	（旧）建設省土木研究所	S59.8	—
防災調整池等技術基準（案）解説と設計事例	編著/社団法人 日本河川協会	H19.9	—
調整池要領計算システム Ver2.0 許可申請図書様式集 ユーザーマニュアル Ver2.0	国土交通省水管理・国土保全局	R5.10	—

3 用語の意味

■**特定都市河川**：法において特定都市河川とは、都市部を流れる河川であって、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難なもののうち、国土交通大臣又は都道府県知事が区間を限って指定するものをいう。

■**特定都市河川流域**：特定都市河川流域とは、当該特定都市河川の流域（当該特定都市河川に係る区間が河口を含まない場合にあってはその区間の最も下流の地点から河口までの区間に係る流域を除き、当該特定都市河川の流域内において河川に雨水を放流する下水道がある場合にあってはその排水区域を含む。）として国土交通大臣又は都道府県知事が指定するものをいう。流域の指定は、集水区域のほか氾濫域も含めて指定する。

■**雨水浸透阻害行為**：特定都市河川浸水被害対策法第 30 条及び法施行令第 6 条で定める行為をいう。具体的には、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、①宅地等にするために行う土地の形質の変更、②土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、前項①に該当するものを除く）、③前項①②のほか、土地からの流出雨水量（地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量）を増加させる恐れのある行為としており、許可を要する行為の規模は、1,000 平方メートル以上としている。

■**対策工事**：法第 30 条の雨水浸透阻害行為の許可に関して、雨水貯留浸透施設の設置に関する工事等により、行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために申請者が自ら行う工事をいう。

■**流出雨水量**：流出雨水量とは、地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。

■**雨水貯留浸透施設**：雨水貯留浸透施設とは、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするものをいう。

■**湛水想定図**：埼玉県では、過去に甚大な被害をもたらした大雨があり、このうち、実績図として現存し、かつ、浸水深さ等の計測結果が図化されているものが、昭和 33 年 9 月の台風 17 号（狩野川台風）及び昭和 57 年 9 月の台風 18 号の浸水実績図である。これをもとに平成 17 年度の治水施設整備状況を加え、シミュレーション及び市町村への聞き取り調査結果に基づき、湛水すると想定される区域（湛水想定区域という。知事が指定する。）と浸水深を示したものが湛水想定図である。

■**防災調整池**：雨水貯留浸透施設のうち、雨水を一時的に貯留する機能を有する施設であって、河川管理者及び下水道管理者以外の者が設置するもの（第 30 条の許可を受けて行う第 31 条第 1 項第 3 号に規定する対策工事により設置されるものを除く）

■**土地利用区分**：省令第 20 条第 3 項の規定により国土交通大臣が平成 16 年国土交通省告示第 521 号で定めた土地の利用形態の区分をいう。

・宅地

宅地の定義は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいうものである。土地登記簿に記載された地目は判断の参考とするが同義ではない。

- イ 現況において、建物の用に供している土地。
- ロ 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地。
- ハ 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地。

・池沼、水路及びため池

常時又は一時的に水面を有する池沼、水路及びため池をいう。防災調整池を含む。

・道路

一般の交通の用に供する道路（高架の道路及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）に規定する軌道を含む。）をいい、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に規定する道路かどうかを問わない。

・鉄道線路

鉄道線路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む。）をいう。なお、操車場は鉄道線路には含まない

・飛行場

飛行場は空港、ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。）をいう。

- ・宅地等

「宅地等」とは、上に示された宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場をいう。

- ・排水施設が整備されたゴルフ場

排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。

- ・排水施設が設置された運動場その他これに類する施設

運動場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。

- ・締め固められた土地

上に示されたものを除き、運動場、資材置き場、未舗装駐車場、鉄道の操車場等、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地をいい、単に整地がなされた土地及び捨土又は十分に締め固められていない盛土がなされた土地等は含まない。

ただし、公園の芝生広場等、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となっているものは、締め固められた土地には該当しない。

- ・耕地

耕作の目的に供される土地(水田(灌漑中であるか否かを問わない。)を含む。)をいう。

- ・山地

上に示されたものを除き、平均勾配が10%以上の土地をいう。

- ・林地・原野

上に示されたものを除き、平均勾配が10%未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地をいう

- ・他法令等

他法令等とは、雨水流出抑制対策に関して規定のある都市計画法、森林法、地すべり等防止法、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下、「盛土規制法」という)や流域自治体が定める条例などのことをいう。